

令和3年（行ウ）第15号 怠る事実の違法確認等（住民訴訟）請求事件

原告 金城ミツ子 外7名

被告 沖縄県知事

準備書面8（原告ら）

令和6年4月25日

（次回期日：令和6年4月25日）

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 徳 永 信 一

第1 発火原因の特定

1 要旨

首里城火災の火災原因を究明している鍵谷司環境計画センター会長代行は、その発火原因は、「後付けコンセントから引いた延長コードに生じた電氣的な異常によるものであり、具体的にはショートによって超高温に晒されたこと」にあると特定している（乙24の「(3)鍵谷見解～本当に原因不明か？」41頁）。

鍵谷技術士は、那覇消防局の火災原因判定書が送風機のコード類が溶融していなかった事実を見逃していたことを発見し、火災原因が「原因不明」としていた火災原因判定書を批判し、次のようにいう。曰く「通電中のコード類に溶融痕等が発生し、通電していない送風機のコード類が溶融しなかった事実は、電氣的な超高温に晒されたことを示しており、ショートが起こったことの根拠として十分である。」（同44頁）。

他方、那覇消防局の火災原因判定書は、ショートによるものか、火災時の火災時の高温によるものか判断できないことを理由に「原因不明」と結論しているが、その根拠とされた消防研究センターでの燃焼実験は、火災時の現場温度をまったく検討せずになされた大雑把なものであることを指摘し、火災現場に残った送風機のコードや部品が溶融していないことから、火災時の温度は、銅の融点（1085℃）を超えていないと推認されるにもかかわらず、この温度を超えて加熱している致命的な欠陥があるという。

このような実験によれば、配線類の溶融が、加熱によるものか、ショートによるものか判断できないことは当然であり、これをもって「原因不明」とすることは論理的に飛躍がある（乙25の66頁）。むしろ「この実験は、『原因不明』の根拠をつくりだすための不当な実験ではないかとの疑念が湧く。」とまでいう。

2 管理責任者の過失

なお、9時以降も通電する状態にある後付けコンセントに延長コードを接続し、多数の観光客の踏みつけによる断線や被膜の損傷可能な状態に放置し、しかも、9時以降に隣の送風機と同じく切電することを忘れて印可し続け、延長コードからのショートによる出火を招いた補助参加人らの管理が杜撰であったことは論を俟たない。

3 証人申請

以上の鍵谷司技術士の論文によって首里城火災の火災原因については科学的に解き明かされたと考えるが、鍵谷技術士は、「当該資料は、令和3年（行ウ）第15号怠る事実の違法確認等（住民訴訟）において証拠書類の一環として那覇地裁に提出されることを想定し」ていることを論文に付記し、専門家証人として法廷に立つことを諒諾している。

第2 首里城火災によって沖縄県が被った損害

1 再発防止検討委員会に要した費用

原告ら支援者が情報公開によって被告沖縄県から取得した資料リストにより、再発防止検討委員会開催に要した経費は合計20,372,210円であることが判明した（甲26の「1」）。

2 新たな基本協定書に基づく指定管理料

新たな基本協定書に基づく指定管理料は11億4000まんえんであり、これもまた首里城火災と相当因果関係のある被告沖縄県の損害である（甲26の「2」）。

3 沖縄県所有美術品等の消失ないし毀損

首里城に展示されていた沖縄県所有美術品等が首里城火災によって消失ないし毀損したことによる損害は100億円である（甲26の「3」）。

以上